

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年 度

現地調査有り

業 務 番 号 第 1151 号

常海橋銀線道路改築盛土動態観測 業務委託

特 記 仕 様 書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所道路施設課あてに質問書を入札執行日 5 日前の 12 時 00 分までに提出して下さい。
2. 回答書は入札執行日 3 日前の 12 時 00 分までに FAX で回答します。
(上記 1. 及び 2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

青森市浪岡 大字 郷山前 地内

青森県東青県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「地質・土質調査業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

第 3 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時及び中間打ち合せとし、.....3.....回とする。中間打ち合わせは、.....別途打ち合わせ.....による。

第 4 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 5 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

.....
.....

第 6 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 地質調査作業条件

地質調査作業条件は、下記のとおりとする。

工	種	作 業 条 件
---	---	---------

.....	当該業務は、令和 8 年度に施工したプレロード盛土、サーチャージ盛土（区間延長	
.....	L = 2 1 5 . 0 m）の動態観測および観測結果の解析を行うものである。	

.....	○盛土動態観測：5 断面（沈下板 3 基／断面） × 1.0 回	
-------	----------------------------------	-------

.....	9 月：3 回／月、10 月：2 回／月、11 月～3 月：1 回／月を想定	
-------	--	-------

.....	○盛土動態観測結果の解析	
-------	--------------	-------

.....	・作業計画書の作成および事前協議	1 業務
-------	------------------	------

.....	・既存資料の収集・現地踏査	1 業務
-------	---------------	------

.....	・評価・考察・判定	1 業務
-------	-----------	------

.....	・総合検討・報告書作成	1 業務
-------	-------------	------

第 2 条 B I M／C I Mの活用について

（受注者希望型）

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M／C I M活用実施要領」に基づき、受注者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第 3 条 提 出 書 類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第4条 支給材料

本業務の支給材料は次のとおりである。

1. 品 名.....
2. 数 量.....
3. 品 質・品 等.....
4. 規 格・性 能.....
5. 引 渡 場 所.....
6. 引 渡 時 期.....
7. 使用方法場所.....

第5条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 15 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 3) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課 HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書
 - (1) 電子媒体 (CD-ROM) 1 部
 - (2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) 1 部
2. その他
 - (1) 現地調査写真集 1 部

地質調査業務に関する提出種類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書*	軟弱地盤技術解析及び物理探査等で実施される照査を含む場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	113 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)111 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	110 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	110 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	117 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	133 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	139 条